様式第１号（第２条関係）

学校給食用物資納入業者登録申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　由布市教育委員会

　　教育長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　電話

　由布市の学校給食用物資納入業者の登録を受けたいので、由布市学校給食用物資納入業者登録要綱第２条第１項の規定により必要書類を添えて申請いたします。

記

　１　納入物資区分

　　　　※登録希望区分に✔してください（複数選択可）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 区分名 | 区分 | 区分名 | 区分 | 区分名 |
|  | A.食肉類 |  | F.こんにゃく類 |  | K.穀類 |
|  | B.魚介類 |  | G.食肉加工品類 |  | L.一般物資類 |
|  | C.野菜・果物類 |  | H.魚練り製品類 |  | M.調味料類 |
|  | D.卵類 |  | I.調理用乳・乳製品類 |  | N.調理用酒類 |
|  | É.豆腐類 |  | J.デザート類 |  | O.その他調味料類 |

　２　営業状況

　（１）　創業年月日　　　年　　月　　日

　（２）　営業年数　　　　　　　　　　年

　（３）　資本金　　　　　千円

　（４）　従業員（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務関係 | 営業関係 | 製造関係 | 輸送関係 | その他 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |

　３　輸送能力

　（１）　輸送用自動車　　　　台（うち保冷車　　　台）

　（２）　由布市学校給食センターまでの所要時間　　　　　分

　４　取引金融機関

　（１）　金融機関名

　（２）　支店名

　（３）　預金種目　　　当座　　　普通

　（４）　口座番号

　（５）　口座名義人（フリガナ）

　５　添付書類

　（１）　食品衛生監視票の写し（食品営業許可が必要な食品を扱う場合）

　（２）　所轄保健所の食品営業許可証の写し（食品営業許可が必要な食品を扱う場合）

　（３）　直近の納税証明書（法人にあっては本社又は本店の所在する市区町村が発行する法人市町村民税納税証明書とし、個人にあっては個人市町村民税納税証明書とする。）

　（４）　物資を発送する事業所、営業所等の位置図

　（５）　その他必要と認める書類

　６　誓約事項

　　　※　□に✓を記入ください。虚偽がある場合、登録の一時差止め又は登録を取り消すことがあります。

　　□1.納入物資については、学校給食の趣旨を理解し、誠実な納入をします。

　　□2.物資の納入については、指示する数量、単位、規格で、指示する期日、時刻、場所に適正な輸送方法で納入します。万が一遅れそうな時は、直ちに給食センターへ連絡します。

　　□3.納入した物資が、検収で不合格になったり、異物混入等の不良品があった場合は、直ちに返品、交換等の処置をとります。

　　□4.納入物資が不足する場合は、原則として自己責任で同等品を確保します。

　　□5.物資を納入する時は、指定の容器に移し替えると共に検収に立ち会い、物資の数量及び内容を声を出して確認します。また、納品書に受領責任者のサインを受けます。

　　□6.給食中止、給食数の変更及び予算による発注の変更に協力します。

　　□7.納品書は日付、単価、数量、生産地、小計金額を記入し、納入物資に添付します。

　　□8.請求書は翌月５日までに郵送（必着）、又は持参します。また、支払いは口座振込とすることに同意します。

　　□9.誓約事項の不履行、その他由布市教育委員会に損害や不利益をもたらす行為があったと認められたときは、十分な責任を負うとともに、登録を取り消されても異存ありません。また、登録取消しによって生ずる一切の損害について由布市教育委員会に請求しません。

　　□10.暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でなく、暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有していません。

　　□11.申請日の属する月の前月末日（以下、「基準日」という。）において、継続して事業を営んでいる期間が１年以上である者又は基準日において１年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部若しくは一部を継承した者のいずれかに該当します。

　　□12.登録の一時差止め又は登録の取消しを受けた者ではありません。また、該当する者である場合は、定められた期間を経過しています。

　　□13.その他由布市教育委員会の指示に従います。